

自然災害（台風・地震等）に関する対応について

新年度を迎えました。今年度も本校の教育活動に御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。
本校では、以下のように、大田区「自然災害への初期対応に関するガイドライン」に基づき、自然災害時への対応をいたします。
非常災害時、保護者の皆様方に、安全にお子さんを引き渡しできるよう、名簿作成への御協力をお願いいたします。

<「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン（H24.4月策定（R2.6.30追記）」による出雲小学校の対応>

<登校前>

| 警報発令・大規模地震の状況 | 各家庭の状況 | 学校の対応 |
|--|---|--|
| ◎午前6時に大田区へ暴風警報または、特別警報が発令されている場合 | ◎自宅待機とし、登校を見合わせてください。 | ◎警報が解除されるまで登校を中止します。 ◎午前7時の時点で、警報が解除されない場合は、終日臨時休業とします。 |
| ◎震度5弱以上の地震（大規模地震）の警戒宣言・大規模地震予知情報が、大田区に発令の場合や発生した場合 | ◎登校は中止し、家庭で対応してください。 | ◎臨時休業とします。 ※警戒宣言が解除されるまで休業となります。 |
| ◎警報等が発令されなくても、保護者が危険と判断した場合 | ◎保護者の判断で対処してください。 ※欠席、遅刻の場合は、学校に連絡してください。この場合、欠席・遅刻扱いにはいたしません。 | ◎学校は、平常通り行います。 ◎状況に応じ、教育活動を変更する場合があります。 |

<在校時>

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| ◎大田区内で、暴風警報または特別警報が発令されている場合 | ◎テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、状況把握をしてください。 ※右記の学校の対応への連絡により、対応してください。 | ◎児童を学校に留め置きます。 保護者には、その旨を連絡します。 ◎解除後は、安全を確認しながら、方面別に集団下校させます。 ◎下校が危険であると判断した場合は、児童を学校に留め置き、保護者による引取をお願いします。 保護者には連絡をします。 ◎午後6時以降に解除された場合は、保護者に連絡をし、引取をお願いします。 |
| ◎大規模地震の警戒宣言・大規模地震の予知情報が発令された場合 | ◎テレビ・ラジオ、インターネット等を活用して、状況把握をし、児童を引取に来てください。 | ◎学校は、保護者の引取を待ちます。 ◎児童は、引き取るまで学校で保護します。 ◎下校が危険な場合には、児童・保護者は、学校に留め置きます。 |
| ◎大規模地震が発生した場合 | ◎児童を引取に来てください。 | ◎児童は、原則として学校に避難します。 ◎学校は、保護者が引き取るまで児童を保護します。 |
| ◎震度5弱以上の地震が発生した場合 | ◎連絡が不可能です。状況を判断し、児童を引取に来てください。 | ◎地域に火災や倒壊等の大きな被害やライフラインや道路の寸断等が確認された場合、安全の確認が取れるまで、学校で児童を留め置きます。 ※学校は、保護者の引取を待ちます。 ※児童は、引き取るまで学校で保護します。 |

※ 上記以外の対応が必要な場合は、大田区教育委員会より、別途、連絡があります。

※ 警報の種類・発令の有無にかかわらず、お子さんの安全を最優先に家庭の判断で対応してください。

<鉄道の計画運休に伴う臨時休業の対応について>

| |
|--|
| ○ 午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合 |
| ① 午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、大田区立全小・中学校を臨時休業とする。 |
| ② ①以外の場合は授業日とする。 |
| ③ 当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しない。 ※ ただし、鉄道の計画運休の状況に応じて、①以外の場合が必要な場合は、大田区教育委員会より別途指示があります。 |